

31西教教第998号
令和2年1月27日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市教育委員会
教育長 木村 俊二

西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第25条第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

西東京市立中学校の登下校区域（子どもが登下校の際に通行する道路をいう。以下同じ。）における防犯への取組を進めることから、平成27年11月13日付西東京市個人情報保護審議会答申（西東京市立小学校の通学路に防犯カメラ設備を設置し運用することについて）において認められた防犯カメラの設置場所を拡大したため、防犯カメラを設置し、運用することについて、条例第25条第2項第3号（個人情報保護制度の運営に関する重要事項）の規定に基づき意見を聴取する。

2 諮問理由

西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成28年度から2か年に渡り、防犯への取組を進めるため西東京市立小学校の通学路に合計90台の防犯カメラを設置し、運用を行ってきた。

近年の防犯に関する社会的要請を踏まえ、西東京市立小学校の通学路だけではなく、西東京市立中学校の登下校区域においても防犯カメラを設置し、児童及び生徒の安全確保の強化、犯罪の抑止を図る必要がある。

3 従前の答申内容

教育委員会が行う防犯カメラの設置及び運用については、平成17年3月9日付西東京市個人情報保護審議会答申（市長が設置する施設管理用の防犯カメラで撮影された映像（個人情報）について）において、個人情報の保管等の禁止項目及びその例外（条例第6条第2項）、個人情報の本人からの直接収集の例外及び本人通知

の例外（条例第8条第2項及び第3項）並びに個人情報の目的外利用等の基準及び本人通知の例外（条例第10条第2項及び第3項）の取扱いについては、可とされている。

また、平成27年11月13日付西東京市個人情報保護審議会答申（西東京市立小学校の通学路に防犯カメラ設備を設置し運用することについて）において、西東京市立小学校の通学路への防犯カメラ設置に伴い、防犯カメラにより撮影される録画映像を本人以外のものから収集すること（条例第8条第2項第7号に該当すること。）を認めるとされている。

4 防犯カメラの設置・運用等（予定）

(1) 設置目的

登下校区域における安全確保の強化及び見守り活動の補完

(2) 設置・運用根拠等

ア 西東京市防犯カメラの運用に関する要綱

イ 西東京市通学路及び登下校区域に設置する防犯カメラの運用に関する要綱
（制定予定）

(3) 管理責任者（予定）

教育部学務課長

(4) 運用開始時期及び設置台数

令和2年度末までに9台の設置を行う。

(5) 設置場所の選定

設置場所については、教育委員会が警察機関と、設置対象校がPTA団体等と情報を交換し選定を進める。選定後は、設置場所の管理者の許可又は承認を得た上で、近隣住民に対し周知を図る。

(6) 運用方法

ア 防犯カメラに記録された映像データを閲覧できる者は、管理責任者が許可した実施機関の職員、又は防犯カメラの運用に関し外部へ委託する場合はその受託業者に限る。

イ 管理責任者は、捜査機関から犯罪捜査の目的で照会を受けたときは、映像データを提供し、又は閲覧させる。

ウ 管理責任者は、映像データを閲覧させる場合、閲覧者、日時、理由等を記録させる。

5 個人情報の記録及び保管

(1) 防犯カメラにより撮影した映像データは、防犯カメラ内の電磁的記録媒体へ記録される。記録された映像データの保管期間はおよそ1週間とし、保管期間を

経過した映像データは電磁的記録媒体上で新たな映像データに上書きされ、消去される。

- (2) 防犯カメラ内の電磁的記録媒体へ保管された映像データは、暗号化等のセキュリティ対策が施される。防犯カメラの設置場所については、電磁的記録媒体の物理的な盗難、破壊を被らない場所を確保する。
- (3) 電磁的記録媒体の交換を必要とするときは、管理責任者の指示のもと、電磁的記録媒体を物理的に破壊する。